



薬食監麻発 0324 第 1 号
平成 26 年 3 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品が新たに承認されたことに伴い、平成 26 年厚生労働省告示第 104 号により、薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期したい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長及び一般社団法人日本血液製剤協会理事長宛てに当該通知の写しを送付したことを申し添える。

記

1 改正要旨

次に掲げる医薬品が承認されたことに伴い、当該医薬品を薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして指定し、その手数料、試験品の数量及び検定基準を定めた。

- ① 沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1 株）
- ② 乳濁細胞培養インフルエンザ HA ワクチン（H5N1 株）

2 適用時期

公布日（平成 26 年 3 月 24 日）

3 標準的事務処理期間

当該医薬品の検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号厚生省薬務局長通知）の記の第一の2（1）に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。）は、以下の通りとする。

① 沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）

中間段階について、パンデミック発生時は35日、パンデミック未発生時は70日とする。

最終段階について、パンデミック発生時は35日、パンデミック未発生時は70日とする。

② 沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）

パンデミック発生時は35日、パンデミック未発生時は70日とする。

なお、現在、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

(別紙) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間

(下線部分は改正部分)

製剤	標準処理期間（日）	
インフルエンザワクチン	60	
インフルエンザHAワクチン	80	
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	35	
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	35
	最終段階	35
沈降細胞培養イン フルエンザワクチ ン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時
		パンデミック未発生時
	最終段階	パンデミック発生時
		パンデミック未発生時
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35	
乳濁細胞培養インフルエンザH Aワクチン (H5N1株)	パンデミック発生時	
	パンデミック未発生時	
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1 株)	35	
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100	
乾燥弱毒生おたふくかぜワク チン	中間段階	120
	最終段階	60
ガスえそウマ抗毒素 (ガスえそ抗毒素)	70	
乾燥ガスえそウマ抗毒素 (乾燥ガスえそ抗毒素)	70	
不活化狂犬病ワクチン	70	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80	
コレラワクチン	60	
乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)	70	
ジフテリアトキソイド	70	
沈降ジフテリアトキソイド	70	
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70	
ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
水痘抗原	40	
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60	
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60	
精製ツベルクリン (一般診断用)	80	

製剤		標準処理期間（日）
痘そうワクチン（痘苗）	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）	中間段階	60
	最終段階	60
組織培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
日本脳炎ワクチン		80
乾燥日本脳炎ワクチン		80
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		80
肺炎球菌ワクチン		60
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）		60
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）		60
破傷風トキソイド		70
沈降破傷風トキソイド		70
乾燥はぶウマ抗毒素（乾燥はぶ抗毒素）		70
沈降B型肝炎ワクチン		80
沈降B型肝炎ワクチン（h u G K - 1 4 細胞由来）		80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）		80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来）		80
組換え沈降p r e - S 2 抗原・HBs 抗原含有B型肝炎ワクチン（酵母由来）		80
乾燥BCG膀胱内用（コンノート株）		80
乾燥BCG膀胱内用（日本株）		80
乾燥BCGワクチン		80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）		80
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）		80
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン		70

製剤	標準処理期間（日）	
百日せきワクチン	100	
沈降精製百日せきワクチン	100	
百日せきジフテリア混合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階）	110	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階）	130	
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	60	
発しんチフスワクチン	70	
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）	70	
経口生ポリオワクチン	中間段階	160
	最終段階	70

製剤	標準処理期間（日）	
不活化ポリオワクチン（ゾークワクチン）	70	
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しんおたふくか ぜ風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合 ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）	70	
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70	
ワイル病秋やみ混合ワクチン	70	
加熱人血漿たん白	50	
人血清アルブミン	50	
乾燥人フィブリノゲン	50	
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	50	
人免疫グロブリン	60	
アルキル化人免疫グロブリン	60	
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60	
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60	
pH 4処理酸性人免疫グロブリン	60	
pH 4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	60	
乾燥pH 4処理人免疫グロブリン	60	
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60	
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60	
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60	
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60	
抗HBs人免疫グロブリン	60	
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60	
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60	
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブ リン	60	
抗D（Rh o）人免疫グロブリン	50	
乾燥抗D（Rh o）人免疫グロブリン	50	
抗破傷風人免疫グロブリン	60	
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60	

製剤	標準処理期間（日）
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再抜取り、再試験に要する期間を含まない。

○厚生労働省認可印

業事法(昭和三十五年法律第四百十五回) 第四十一條第一項、業事法施行令(昭和三十六年政令第十一号) 第五十九条及び第三百一十条並びに業事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第三一百九十九号) 第五十九条の規定に基いても、業事法第四十一条の規定に基いても検定を要するものについては厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省令第三一百七十九号) の一部を次のものと改め。

平成二十六年三月二十四日

一の生物学的製剤の表示達ヤハハニカホハ(江の二一送) の項の次に次のやうに置く。

沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)	中間段階	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 2 HA含量試験法を用いるとき。	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 内容量が10mLであるとき。 280,300円
	最終段階	1 HA含量試験法を用いるとき。 2 第2分画プール液につき 1容器0.5mL入りのもの1本	1 HA含量試験法を用いるとき。 内容量が10mLであるとき。 159,500円

一の生物学的製剤の表示達ヤハハニカホハ(江の二一送) の項の次に次のやうに置く。

乳濁細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)	1 専用混和液が同一の製造番号のスクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合には、97,800円を減じた額とする。	1 専用混和液が同一の製造番号のスクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合には、97,800円を減じた額とする。
(1) 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 457,100円	(1) 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 内容量が2.5mLであるとき。 13本	(1) 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 内容量が2.5mLであるとき。 13本

一の生物学的製剤の表示達ヤハハニカホハ(江の二一送) の項の次に次のやうに置く。

沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)(最終段階)

生物学的製剤基準の沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)の第3.4.2.3.4.6及び3.4.7に規定する試験法によるものとする。

一の生物学的製剤の表示達ヤハハニカホハ(江の二一送) の項の次に次の二回を置く。

乳濁細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)

生物学的製剤基準の乳濁細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)の第3.4.1.2.3.4.1.5.3.4.1.7.3.4.2.2及び3.4.2.3に規定する試験法によるものとする。ただし、3.4.2.2及び3.4.2.3については、既に当該試験を行い、その品質が生物学的製剤基準に適合することが保証されている製造番号の専用混和液について省略することができる。

○厚生労働省認可印

業事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第三一百九十九号)の規定に基いても、業事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第三一百九十九号)の規定に基いても検定を要したるものについては厚生労働大臣が指定する医薬品等及びスクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合に当該試験を省略する専用混和液の製造番号1種類につき

2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき、トコフェロール含量試験を省略する場合には、3本を減じた本数とする。

2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき、トコフェロール含量試験を省略する場合には、3本を減じた本数とする。

17本 専用混和液につき

内容量が2.5mLであるとき。

(2) HA含量試験法を用いるとと

製造番号ごとに7本

き。

462,200円

ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合にあっては、当該試験を省略する製造番号の専用混和液につき3本を減じた本数とする。

3 専用混和液が3種類の製造番号のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合には、当該試験を省略する専用混和液の製造番号1種類につき97,800円を減じた額とする。

3 専用混和液が3種類の製造番号のもので構成されるとき。

抗原剤につき 内容量が2.5mLであるとき。

21本 専用混和液につき 内容量が2.5mLであるとき。

製造番号ごとに7本 ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合には、当該試験を省略する専用混和液につき3本を減じた本数とする。

(2) HA含量試験法を用いるとと

製造番号ごとに7本 ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合には、当該試験を省略する専用混和液につき3本を減じた本数とする。

746,200円

抗原剤につき 内容量が2.5mLであるとき。

606,800円

21本 専用混和液につき 内容量が2.5mLであるとき。

製造番号ごとに7本 ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合には、当該試験を省略する専用混和液につき3本を減じた本数とする。

一の生物学的製剤の表示達ヤハハニカホハ(江の二一送)の項の次に次の二回を置く。

沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)(中間段階)

生物学的製剤基準の沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)の第3.3.2に規定する試験法によるものとする。

沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)(最終段階)

生物学的製剤基準の沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)の第3.4.2.3.4.6及び3.4.7に規定する試験法によるものとする。

一の生物学的製剤の表示達ヤハハニカホハ(江の二一送)の項の次に次の二回を置く。

乳濁細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)

生物学的製剤基準の乳濁細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)の第3.4.1.2.3.4.1.5.3.4.1.7.3.4.2.2及び3.4.2.3に規定する試験法によるものとする。ただし、3.4.2.2及び3.4.2.3については、既に当該試験を行い、その品質が生物学的製剤基準に適合することができる。

○厚生労働省認可印

業事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第三一百九十九号)の規定に基いても、業事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第三一百九十九号)の規定に基いても検定を要したものについては厚生労働大臣が指定する医薬品等及びスクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合には、3本を減じた本数とする。

2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき、トコフェロール含量試験を省略する場合には、3本を減じた本数とする。

17本 専用混和液につき

内容量が2.5mLであるとき。

表細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株) 及び沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株) 及び乳濁細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株) 及び沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株) は名ぬ。



(号外) 独立行政法人國立印刷局

〔政令〕

目次

〔省令〕

〔府令・省令〕

- 農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令
- (内閣府・農林水産三)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第一項の規定により読み替えて適用する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定による改正された同法第二条の規定による改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものと定められた同法第二条の規定による改正する法律附則第八条に規定する現価相当額の計算方法を定める件(同二〇)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する政令(七二)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(七三)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(七四)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(七五)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第九条第五項の規定に関する政令(厚生労働九三)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第九条第五項の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現金の額の計算方法を定める件(厚生労働九四)

○貸金業法施行規則及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)

〔府令〕

- 貸金業法施行令の一部を改正する政令(七〇)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令(七一)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する政令(七二)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(七三)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(七四)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(七五)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第九条第五項の規定に関する政令(厚生労働九三)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第九条第五項の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現金の額の計算方法を定める件(厚生労働九四)
- 貸金業法施行規則及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

